## 卒業の認定方針の策定・公表について

## (卒業)

第23条 本校に3年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した学生に対しては、単位・卒業認定会議を経て校長が卒業を認定する。

学生便覧 (I学修に必要な事項、1学則、 第5章卒業より抜粋)

## (単位・卒業認定会議)

- 第12条 単位の認定及び卒業の認定を円滑かつ適正に行うため、学則第31条第5号 に定める単位・卒業認定会議を設ける。
  - 2 単位・卒業認定会議は、校長、副校長、教務部長、教務主任、実習調整者、 事務長及び校長が指名する教職員をもって構成する。
  - 3 単位・卒業認定会議は校長が招集し、議長となる。

学生便覧(I学修に必要な事項、2規程、(2)成績評価、単位の認定及び卒業に関する規定、(単位・卒業認定会議)より抜粋)